

平成19年3月5日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（30名）

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高 清
5番	立松新治	6番	山本芳 照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
10番	伊藤正信	11番	栗田和昌
12番	杉浦敏	13番	炭竈ふく代
14番	三浦義美	15番	浅井葉子
16番	中山金一	17番	前田勝幸
18番	安井光子	19番	佐藤良行
20番	高橋和夫	21番	立松一彦
22番	水野博	23番	高橋清春
24番	木下道郎	25番	宇佐美 肇
26番	久保文哉	27番	黒宮喜四美
28番	四方利男	29番	大原 功
31番	原沢久志	32番	三宮十五郎

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

9番 渡邊 昶

3. 会議録署名議員

31番 原 沢 久 志 32番 三 宮 十五郎

4. 欠員（1名）30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服 部 彰 文	助 役	加 藤 恒 夫
教 育 長	池 田 俊 弘	総 務 部 長	北 岡 勤
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	服 部 輝 男	開 発 部 長	横 井 昌 明
教 育 部 長 兼 図 書 館 長	平 野 雄 二	十 四 山 支 所 長	平 野 瞳
十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	平 野 茂 雄	監 査 委 員 長 事 務 局 長	村 上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	佐 藤 忠	開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠

十四山総合福祉 センター所長	大 木 博 雄	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
企画情報課長	村 瀬 美 樹	管 財 課 長	渡 辺 安 彦
防災安全課長	服 部 正 治	会 計 課 長	青 木 麗 子
市 民 課 長	加 藤 芳 二	保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
環 境 課 長	久 野 一 美	健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘
福 祉 課 長	横 井 貞 夫	介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司
土 木 課 長	橋 村 正 則	都 市 計 画 課 長	三 輪 眞 士
下 水 道 課 長	伊 藤 敏 之	教 育 課 長	前 野 幸 代
社会教育課長	高 橋 忠		

6．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	飯 田 宏 基		

7．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦の件
日程第 5	議案第 1 号 平成19年度弥富市一般会計予算の件
日程第 6	議案第 2 号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算の件
日程第 7	議案第 3 号 平成19年度弥富市老人保健特別会計予算の件
日程第 8	議案第 4 号 平成19年度弥富市土地取得特別会計予算の件
日程第 9	議案第 5 号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算の件
日程第10	議案第 6 号 平成19年度弥富市介護保険特別会計予算の件
日程第11	議案第 7 号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計予算の件
日程第12	議案第 8 号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更の件
日程第13	議案第 9 号 海部南部広域事務組合理約の変更の件
日程第14	議案第10号 海部地区休日診療所組合理約の変更の件
日程第15	議案第11号 海部地区環境事務組合理約の変更の件
日程第16	議案第12号 海部南部水道企業団組合理約の変更の件
日程第17	議案第13号 海部南部消防組合理約の変更の件
日程第18	議案第14号 海部地区水防事務組合理約の変更の件

日程第19	議案第15号	市道の廃止の件
日程第20	議案第16号	市道の認定の件
日程第21	議案第17号	弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正の件
日程第22	議案第18号	弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件
日程第23	議案第19号	弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定の件
日程第24	議案第20号	弥富市職員の給与に関する条例の一部改正の件
日程第25	議案第21号	弥富市土地開発基金条例の一部改正の件
日程第26	議案第22号	弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正の件
日程第27	議案第23号	弥富市墓地条例の一部改正の件
日程第28	議案第24号	平成18年度弥富市一般会計補正予算の件
日程第29	議案第25号	平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件
日程第30	議案第26号	平成18年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件
日程第31	議案第27号	平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件
日程第32	議案第28号	平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件
日程第33	議案第29号	平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件
日程第34	議案第30号	平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時06分 開会

- 議長（大原 功君） ただいまより平成19年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第81条の規定により、原沢久志議員と三宮十五郎議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（大原 功君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から22日までの18日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から22日までの18日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（大原 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成19年度事業計画に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。
以上、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件

- 議長（大原 功君） 日程第4、諮問第1号を議題といたします。  
服部彰文市長に推薦の理由を求めます。
- 市長（服部彰文君） まず最初に御提案申し上げ、御審議いただきますのは諮問1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。  
諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤功氏が平成19年6月30日に任期満了のため、その後任として、弥富市五之三町東与太郎36番地、伊藤功氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでござい

ます。

- 議長（大原 功君） お諮りいたします。

諮問第 1 号は、市長の推薦どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦どおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第 1 号 平成19年度弥富市一般会計予算の件

日程第 6 議案第 2 号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算の件

日程第 7 議案第 3 号 平成19年度弥富市老人保健特別会計予算の件

日程第 8 議案第 4 号 平成19年度弥富市土地取得特別会計予算の件

日程第 9 議案第 5 号 平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算の件

日程第10 議案第 6 号 平成19年度弥富市介護保険特別会計予算の件

日程第11 議案第 7 号 平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計予算の件

- 議長（大原 功君） この際、日程第 5、議案第 1 号から日程第11、議案第 7 号まで、以上 7 件を一括議題といたします。

服部市長に、平成19年度予算編成に伴う所信表明を求めます。

- 市長（服部彰文君） ただいまより所信表明を述べさせていただきます。

平成19年第 1 回弥富市議会定例会に当たりまして、市民の皆様方から寄せられました御意見や就任 1 ヶ月の私の率直な所感をも述べながら、平成19年度の弥富市政運営の基本方針と予算の大綱について御説明申し上げ、議会並びに市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

今回、選挙を通じて市民の皆様と直接触れ合い、対話をすることによって、弥富市政に対する不満、要望、期待など、市民の皆様からいろいろな御意見を伺うことができました。また、就任 1 ヶ月の中でいろいろと学ぶものがありました。その中で痛感したことは、市政運営と市民意識の隔たりのあることであります。そのために、さらなる市民本位の行政運営を心がけ、次のような課題に取り組みたいと考えております。

市役所とは、市民の皆様のためにお役に立つところでなくてはならないということであり、市政の原点にかかわる非常に重要な問題であります。ともすると職員は市民に視線が向いていないという厳しい御批判を耳にしたことがありました。まず第 1 に、私は、市長と職員が一丸となって、気持ちよくあいさつを交わし合うことから始め、市民の皆様のためにお役に立つ市役所づくりを進めたいと考え、人事の刷新、意識改革、レベルアップに取り組んでいきたいと考えております。

私は長年、民間の流通企業で勤めてまいりました。お客様を大切にしない企業に繁栄した実例はありません。市民の皆様から「市役所に行くのが楽しみだ」と言われるように、市民の皆様の立場に立った窓口行政、市政運営のために職員と話し合いを進めております。

次に、市民の皆様から納めていただいた税金は、決してむだ遣いすることなく、最大限に有効に活用し、市民の皆様に還元するという基本を忘れることのないよう周知徹底してまいります。

続いて、市民の皆様は情報を正確に公開することを心がけたいと考えております。ケーブルテレビの導入による行政情報の提供や広報の充実など、市民の皆様は市政への関心を高めていただき、市民参加のまちづくりを進めたいと思います。これからこうした考え方が順次具体的に実現するように、議会、議員の皆様はもちろんのこと、市民の皆様、時には専門家や学識経験者の方々にもお知恵をおかりしながら、市政運営を進めてまいりたいと考えております。

さて、平成景気は戦後最長と言われておりますが、過去の大型景気と比べて実感がなく、先行きも決して楽観できない状況の中、三位一体の改革、すなわち国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の一体的な見直しなどにより、市町村の財政は極めて厳しい状況にあります。一方、地方分権の進展によって地方自治体の役割がますます大きくなり、自治体の基盤強化は急務になっております。本市におきましても、行政サービスを持続的に提供するには効率的な体制の整備が急務であるとの判断のもと合併をいたしましたので、新市のまちづくりには市民の皆様の意思が十分反映されたものとしていかなければなりません。

それでは、平成19年度の重要施策と概要について述べさせていただきます。

平成19年度一般会計の当初予算の規模は、歳入歳出予算の総額を 141億 1,000万円、前年度対比16.1%の増と前年を上回る予算規模となりました。6事業の特別会計の合計は、前年度対比 8.8%の増の 102億 3,138万円、すべての予算の合計は、前年度対比12.9%の増の 243億 4,138万円であります。

議案第1号平成19年度弥富市一般会計予算、歳入の概要につきまして、市税は、景気の回復や税源移譲による地方税の増収が見込まれることなどから、前年度対比14.6%の増の66億 6,490万円で歳入全体の47.2%を占めています。

2番目に多いのは繰入金で12%を占めており、財政調整基金繰入金及び弥富中学校移転改築工事に伴う学校施設整備基金繰入金などを計上いたしました。

続いて市債で 9.6%を占めており、弥富中学校移転改築工事に伴う施設整備事業債及び臨時財政対策債などを計上いたしました。

一方、地方交付税につきましては、地方税の増収が見込まれることなどから、前年度対比32.1%の減、地方譲与税は、税源移譲により所得譲与税が廃止になったことなどから、前年

度対比51.1%の減となりました。

続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

2 款総務費につきましては、引き続き第 1 次弥富市総合計画の策定を進めるとともに、巡回福祉バスの拡充、各種選挙経費など総額13億 9,245万円を計上いたしました。

3 款民生費につきましては、十四山西部児童クラブ館整備工事、こんにちは赤ちゃん事業の創設、乳幼児等医療費助成の対象年齢を中学校卒業まで引き上げて拡充を図るなど、子育て支援対策に対応するため、総額41億 1,607万 3,000円、前年度対比 6.2%の増となり、一般会計予算総額の29.2%を占めるものであります。

6 款農林水産業費と 8 款土木費につきましては、道路ネットワーク整備事業、農業基盤整備事業など都市基盤整備事業に重点配分し、総額18億 1,157万 2,000円を計上いたしました。

9 款消防費につきましては、同報無線整備工事、地域防災計画の作成、ハザードマップの作成など、防災情報の提供や啓蒙・啓発に引き続き努め、総額 8 億 2,148万 9,000円、前年度対比18.5%の増を計上いたしました。

10款教育費につきましては、弥富中学校校舎移転改築工事業費約24億 3,300万円を初めとし、小学校校舎の耐震補強工事設計委託料、スクールカウンセラーの配置など学校教育の環境づくり、体制の充実に努めるため、総額35億 215万 3,000円、前年度対比78.3%の増となり、一般会計予算総額の24.8%を占めるものであります。

続きまして、特別会計を御説明いたします。

議案第 2 号平成19年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、保険給付費25億 9,556万円、老人保健拠出金 6 億 5,750万円、医療制度改正により保険財政共同安定化事業拠出金 2 億 9,430万円などを計上し、歳入歳出の総額38億 7,500万円、前年度対比10.3%の増となるものであります。

続きまして、議案第 3 号平成19年度弥富市老人保健特別会計につきましては、医療諸費26億 1,955万円などを計上し、歳入歳出の総額26億 1,960万円、前年度対比は微増となるものであります。

次に、議案第 4 号平成19年度弥富市土地取得特別会計は、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありますが、一般会計拠出金 4 億 7,500万円などを計上し、歳入歳出の総額 6 億 8,740万円となるものであります。

次に、議案第 5 号平成19年度弥富市農業集落排水事業特別会計は、5 施設の事務・維持管理費と工事費などを計上しております。十四山西部地区の管路及び処理施設の工事請負費の減少により、歳入歳出の総額 3 億 7,800万円、前年度対比は45.1%の減となるものであります。

次に、議案第 6 号平成19年度弥富市介護保険特別会計は、保険給付費16億 575万円などを

計上し、サービス事業勘定を含め歳入歳出の総額17億 1,238万円、前年度対比 4.0%の増となるものであります。

次に、議案第7号平成19年度弥富市公共下水道事業特別会計は、平成22年目標の第1期供用開始に向け、引き続き施行区域を拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費などを計上し、歳入歳出の総額9億 5,900万円、前年度対比は19.7%の増となるものであります。

続きまして、弥富市政運営の基本方針について御説明申し上げます。

第1．市民参画と行財政改革の推進。

(1) 情報公開と市民参画。

市政の情報を積極的に市民の皆様に公開し、常に創意と工夫を凝らしながら、市民の皆様に気軽に市政に御参加いただけることができるよう、行政のかじ取りをしていこうと考えております。

まず、新市基本計画を踏まえ、今後のまちづくりの方向を示す第1次総合計画の策定という大きな目標に向けて、住民参画の一環として、公募委員により今後のまちづくり方を自由に検討していただく（仮称）弥富市まちづくり会議などを開催し、その提言等を反映してまいりたいと考えております。本年度は、基礎調査や提言などをもとに総合計画の素案をまとめ、審議会を中心に検討を進めてまいりたいと考えております。

(2) 行財政改革の推進。

新市の最重点課題は、市民意識の一体感の早期熟成であります。行政の効率化や市民サービスの向上のためには、職員全員でその意識を共有し、改革をなし遂げなければなりません。そこで、行政が担うべき役割を明確にし、民間有識者などの指導を仰ぎながら、徹底して事業の見直しを行います。また、バランスシートや行政コスト計算書を作成し、財政状況や行政サービスをコスト面から把握することにより、効率的行政運営と健全な財政体質への転換を図ってまいります。

次に、民間の能力や手法を活用して市民サービスの向上等を図るため、民間委託や指定管理者制度、すなわち公の施設を民間事業による管理も可能にした制度の導入拡大を図ってまいります。

また、全国的に公共工事の談合事件が相次ぐ中、市の発注する公共工事の談合を防ぐため、一般競争入札の拡大を初めとする入札制度の改革に取り組んでまいります。

(3) 情報通信網の整備。

情報通信技術が飛躍的な発展を遂げている現在、市内にはブロードバンド、すなわち高速大容量通信の恩恵を享受できない地域があります。また、テレビ放送は平成23年7月にアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全に移行されます。ブロードバンドを利用できない地域や電波障害地域の解消、地上デジタル放送への対応、並びに防災情報を初めとする各

種行政情報の提供のために有効と言われているケーブルテレビ網を市内全域に整備するために、本年度は全体の計画をまとめ、新規事業採択に向けて関係機関に働きかけてまいります。また、あわせて市役所、学校、公民館、図書館等の公共施設を接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体、すなわち自治体がＩＴを活用し、住民の利便性・満足度の向上、行政運営の効率化などを実現するために取り組みを推進してまいります。

第２．安全で安心なまちづくり。

（１）防災対策。

安全・安心は市民の皆様の生活における基本であります。同報無線、すなわち防災行政無線固定系につきましては、平成21年４月の運用開始に向け整備工事に着手いたします。このシステムにより、災害時の情報や行政情報などを屋外拡声機を通じてより早く、より正確に市民の皆様に伝達が可能となりますので、今後の防災対策には大いに役立つことと考えております。

次に、大規模な災害が発生した場合、市や消防署などの機関だけでは十分な対応ができない可能性があります。このようなとき、地域住民が一致協力し、地域ぐるみで防災活動に取り組むことにより有効な対策をとることができる自主防災組織を市内全域に組織されるよう、積極的な支援を進めてまいります。

（２）交通安全・防犯対策。

抵抗する力のない子供たちが路上犯罪の危機にさらされている現状、あるいは高齢者をねらった犯罪や交通事故が増加しています。こうした社会状況に対応し、治安維持と市民の利便性を図るため、弥富北中学校区の中心に位置するかおるヶ丘団地内の市有地に（仮称）弥富北交番が本年７月開設に向け整備が進められております。また、地域の防犯力を高めるため、市内すべての地区で住民みずからが防犯活動を行う防犯パトロール隊が結成されるよう積極的な支援を行い、警察や市民の皆様と連携をしながら、安全・安心で住みやすいまちづくりの実現に努めてまいります。

第３．健康・医療と子育て支援・福祉の充実。

（１）安心して医療を受けられる体制づくり。

今や国民的課題となっている小児科医、産婦人科医不足の問題は、命がかかわっている重要な問題であります。幸いにして、市内には海南病院という地域医療の中核的な役割を担う総合病院がありますので、今後とも市民の皆様に24時間態勢で安全で安心できる医療を提供できるよう引き続き支援してまいります。

また、病気の早期発見・早期治療のため、基本健康診断、各種がん検診、予防接種、健康教室を引き続き実施してまいります。

（２）子育て環境の支援。

子育て支援対策をより一層充実するため、昨年12月議会で議決いただきました子供の医療費自己負担分を全額助成する乳幼児等医療費助成制度を本年4月から中学校卒業まで拡大いたします。保護者の皆様には、病気の早期発見や早期治療に役立てていただきたいと思います。

次に、ストレスから虐待に走るリスクが高い子育て初期の親の不安を和らげるため、生後4ヵ月までの乳児がいる家庭を市から委託を受けたベテランママが訪問し、子育てに助言を行う「こんにちは赤ちゃん事業」を本年度から新規事業として始めます。また、乳児の健全な成長を推進するとともに、児童虐待の被害から命を守るため、要保護児童対策地域協議会を核として、関係機関と情報を共有し、適切な連携を図ってまいります。

（３）保育所・児童クラブの整備。

昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年の児童を預かり、父母が安心して働くことができる支援事業として、十四山西部児童クラブの建物整備を本年度早期に着手し、利用しやすい施設づくりと安心して過ごすことのできる環境整備に努めてまいります。また、十四山保育所の保育室には未整備でありましたエアコンの設置をするとともに、保育機関、子育て支援の充実に努めてまいります。

（４）巡回福祉バス。

巡回福祉バスは、平成11年に福祉施設を主体とする公共施設を巡回し、市民の皆様の利便性の向上を図ることを目的として運行が開始されておりますが、さまざまな要望をいただいております。市民の皆様の身近な巡回福祉バスとしての運行を目指すとともに、本年6月からバスを1台増車して4台体制とするとともに、市民の皆様からの御意見を取り入れたコースの再編成により、一人でも多くの皆様が御利用いただけるよう努めてまいります。

（５）高齢者福祉の取り組み。

平均寿命の伸長に伴い、趣味やスポーツを楽しみ、ボランティア活動など社会や地域に貢献したいと考えている元気な高齢者がふえています。福寿会やシルバー人材センターへの支援を通じて、元気に社会参加できる環境づくりを図ってまいりたいと思っております。

次に、今後増加が予想されるひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、病弱または障害のある方の世帯に対して行っております高齢者給食サービスにつきましては、高齢者の食生活の安定と孤立感の解消を図るため、現在の週1回から週5回とするようサービスの拡大を図ってまいります。

第4．都市基盤の整備。

1 番、公園緑地の整備。

公園緑地は、市民の皆様の身近な憩いと触れ合いの場、さらには災害時における避難場所など多様な機能を有しています。都市公園は、水郷公園、中六公園など17の都市公園が供用

されており、都市公園と公園緑地面積を合わせますと約 124.1ヘクタールとなります。公園整備は、市民の皆様の意向を反映しながら、引き続き適切な維持管理と計画的な整備を推進してまいります。特に宝川・三ツ又池エリアは、豊かな水辺の触れ合い、自然体験の場として多くの市民の皆様に利用していただけるよう、愛知県と連携し、整備をしてまいります。

（２）道路・ネットワークの整備。

道路は、市民生活や、あらゆる社会経済活動を支える最も根幹的な社会資本であることから、市民の皆様が安全で快適に暮らせる道路整備を計画的に進めてまいります。特に国道155号の延伸である名古屋第3環状線の整備促進や、合併による地域間の連携を図る主要地方道路名古屋・十四山線、日光大橋西線及び関連する市道の県道昇格による整備等、幹線道路の整備を国や愛知県に対して要望してまいります。地域に密着した生活道路の整備は、引き続き中央幹線道路、穂波通線、向陽通線及びその他路線の道路整備を進めてまいります。これで、合併により 1,869路線、総延長 552キロとなりました市道の維持管理につきましては、効率的で安全かつ安心して通行できる道路整備に努めてまいります。

（３）下水道の整備。

下水道は、公共下水道の整備を積極的に推進しております。下水道は、トイレの水洗化や各家庭から流された汚水処理をするだけでなく、まちを快適で清潔にするなど、さまざまな役割があります。公共下水道事業は、平島地区や操出、鎌島地区などにおいて管渠布設工事に取り組んでおり、平成22年度第1期供用開始を目標に事業認可区域を整備中でございます。今後も事業認可区域の拡大など、さらなる整備推進を図ってまいります。

次に、農業集落排水事業が5地区、すなわち旧弥富町3地区、旧十四山村2地区とコミュニティプラント事業1地区（楽荘団地）の整備が完了し、安全で効率的な施設の管理が行われております。現在整備中の十四山西部地区農業集落排水事業は、平成21年度供用開始に向けて処理場の建設を推進しております。また、十四山東部地区につきましては、本年度計画調査を実施し、新規事業採択に向けて関係機関に働きかけてまいります。

第5．地域の活力を創出する産業の振興。

（１）農業の振興。

弥富市の農業は、土地的条件、社会的条件に恵まれ、都市近郊農業として水稻、施設野菜、鉢花等を主体として、県下でも有数な農業生産地であります。年々、農業者の高齢化に伴う担い手不足の中、後継者の育成を図るため、青年農業者、農村生活アドバイザー、認定農業者等の育成や支援対策を進めるほか、優良農地の確保、水稻担い手農業者への農地の利用集積を農協等と連携して推進するとともに、新たに実施される米政策改革推進対策や担い手農家の育成支援を行う品目横断的経営安定対策に対応するため、地域水田ビジョンをもとに農業生産振興施策の推進と支援をしてまいります。

2 番、企業誘致と港湾整備。

活気あふれるまちづくりには活発な企業活動を欠くことができません。幸い、弥富ふ頭第7貯木埋立地28.2ヘクタール、鍋田ふ頭の貸付地 6.9ヘクタールは、すべての用地について進出企業が決まり、既に数社の操業が始まりました。また、上野町の愛知県企業庁の用地27ヘクタールには世界最大の家具小売チェーン、イケアグループの物流センターが建設されますので、今後の弥富市の発展に大きく寄与するものと考えております。さらに、弥富ふ頭に建設された川崎重工業株式会社新工場の拡充計画もあり、生産される新型旅客機ボーイング787ドリームライナーは本市に大きな夢を運んでいただけるものと確信をしております。企業誘致は新たな就業の場をもたらすだけでなく、若年層の定住、税収増大や地域活性化のほか、さまざまな波及効果が期待されます。今後とも弥富市が目指す湾岸の交流拠点の実現に向けて、引き続き関係機関と連携を強化し、企業誘致を積極的に展開するとともに、本市の土地利用について調査・研究を進めてまいります。

次に、弥富市の発展を考えたとき、港の果たす役割は大変大きく、港湾施設整備拡充は欠くことのできないものでございます。鍋田ふ頭の第3コンテナバースや弥富ふ頭の貯木場の再編成の埋め立てにより土地の有効活用が図られ、名古屋港のロジスティクスハブ、すなわち中核的・中核的な国際コンテナ埠頭に隣接する地区において、流通加工機能等の高度な物流サービスを提供する地域として、その一翼を担えるよう関係機関へ強く要望してまいります。

第6．教育・学習環境の充実、文化の振興について話をさせていただきます。

(1) 安全・安心な学校づくり。

学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その安全性の確保は特に重要でございます。現在、弥富中学校校舎移転改築事業を進めておりますが、市内すべての小・中学校の耐震補強工事やガラス飛散防止フィルムの設置などを計画的に進め、安心して学べる教育環境の整備に努めてまいります。特に学校や通学路等において児童・生徒や教職員が犠牲となる悲惨な事件を防ぐため、市民の皆様に学校安全ボランティア、すなわちスクールガード等への参加など、それぞれの立場で積極的に御協力をいただきながら、地域ぐるみの安全確保のために取り組みを一層進めてまいります。

また、保護者へ学校の行事や緊急情報などを円滑かつ迅速に伝達するためのシステムをすべての小・中学校に構築します。このシステムは、事前に登録された保護者のメールアドレスへお知らせ情報が一斉送信されるものであります。

(2) 確かな学力、豊かな心と健やかな体の育成。

学校教育におきましては、学力の充実・向上を基本としながら、児童・生徒の個性を生か

した、みずから学び、考えることのできる力の育成に向け、特色のある学校づくりや、個に応じた学習指導等の充実に努めてまいります。引き続き特別非常勤講師、教育用コンピューター指導助手、外国人英語指導助手を配置し、情報教育や国際化など時代の要請に応じた教育を行ってまいります。

また、すべての小学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、中学校では相談時間の充実を図ることにより、不登校やいじめなどの子供たちを取り巻くさまざまな問題に対して対応していくよう努めてまいります。

次に、学校における食育を行う上で、常に温かいものは温かく、冷たいものは冷たくして出せるいわゆる自校方式を堅持するとともに、私立幼稚園就園奨励費補助、自転車預かり補助、就学援助、私立高等学校等授業料補助など公的援助を継続し、保護者の負担軽減を図ってまいります。

３番、文化の振興、生涯学習の推進。

文化の振興は、人々に元気を与え、地域社会全体を活性化させて、魅力ある地域づくりを推進するものであり、活力ある社会の実現のためには文化力の向上を図ることが極めて重要であります。また、生涯学習の推進につきましては、一層の生涯学習環境の整備を進めながら、市民の皆様がその学習の成果をさまざまな形で生かし、お互いに支え合う地域づくりができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、文化財保存団体等が実施する伝統文化活動を引き続き支援してまいります。

以上、平成19年度における市政執行と予算編成に伴います施策の概要につきまして御説明申し上げます。

私は、弥富市政運営の基本理念として、4万4,000人の市民の皆様とともに歩み、市民による市民のための弥富市の創造を大きな柱として、市民の皆様の生活の安定と向上に取り組んでまいり決意でございます。少子・高齢化、地方分権の推進、行財政改革と、地方自治体にとっては一段と厳しさが加わる中での船出となり、これから数多くの困難な課題が立ちほだかることは存じますが、議会議員の皆様、市民の皆様とともに手を携えて、着実な歩みをしてまいり所存であります。今後とも、皆様方の絶大なる御支援と御協力をお願い申し上げますとともに、本日上程いたしました予算案、並びに各議案に対しまして慎重審議をいただき、御賛同賜りますよう心よりお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） お諮りいたします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案 7 件は継続議会で審議することに決定いたしました。

ここで、11時まで休憩いたします。休憩。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第 8 号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更の件

日程第13 議案第 9 号 海部南部広域事務組合理約の変更の件

日程第14 議案第10号 海部地区休日診療所組合理約の変更の件

日程第15 議案第11号 海部地区環境事務組合理約の変更の件

日程第16 議案第12号 海部南部水道企業団組合理約の変更の件

日程第17 議案第13号 海部南部消防組合理約の変更の件

日程第18 議案第14号 海部地区水防事務組合理約の変更の件

日程第19 議案第15号 市道の廃止の件

日程第20 議案第16号 市道の認定の件

日程第21 議案第17号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正の件

日程第22 議案第18号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正の件

日程第23 議案第19号 弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定の件

日程第24 議案第20号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正の件

日程第25 議案第21号 弥富市土地開発基金条例の一部改正の件

日程第26 議案第22号 弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の
一部改正の件

日程第27 議案第23号 弥富市墓地条例の一部改正の件

日程第28 議案第24号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件

日程第29 議案第25号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件

日程第30 議案第26号 平成18年度弥富市老人保健特別会計補正予算の件

日程第31 議案第27号 平成18年度弥富市土地取得特別会計補正予算の件

日程第32 議案第28号 平成18年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算の件

日程第33 議案第29号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

日程第34 議案第30号 平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算の件

○議長（大原 功君） では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

この際、日程第12、議案第8号から日程第34、議案第30号まで、以上23件を一括議題といたします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

- 市長（服部彰文君） 次に御審議いただきます議案は、法定議決議案9件、条例関係議案7件、予算関係議案7件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更についてから議案第14号海部地区水防事務組合理約の変更についてまでは、地方自治法の一部改正等に伴い、条文の整備等のため規約の一部を変更するものであります。

議案第15号市道の廃止につきましては、市道の路線再編成により関係路線を廃止する議案、議案第16号市道の認定につきましては、道路改良事業等に伴い道路が整備されましたので、関係路線を市道と認定するものであります。

議案第17号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につきましては、社団法人弥富町シルバー人材センターの名称変更に伴い、条文の整備のための条例の一部を改正するものであります。

議案第18号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、嘱託員の報酬の額を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定につきましては、弥富市長の給料の月額を20%減額するため必要な事項を定めるものであります。

議案第20号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号弥富市土地開発基金条例の一部改正につきましては、基金を処分することができる事由を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正につきましては、学校教育法の一部改正に伴い、条文の整備のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号弥富市墓地条例の一部改正につきましては、霊園整備工事完了に伴い、墓地永代使用料を定めるための条例の一部を改定するものであります。

次に、議案第24号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第6号）から議案第30号平成18年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの各補正予算につきましては、平成18年度の各予算を最終調整いたしました結果の補正予算であります。

以上が提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（大原 功君） 議案は関係課長に説明をさせます。補正予算は朗読・説明を省略させ

ます。

- 総務課長（佐藤勝義君） 議案第 8 号愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更について説明申し上げます。

この規約は、愛知縣市町村職員退職手当組合を構成する市町村の配置分合が行われたことに伴い、議員定数及び選挙区の団体を見直すとともに、地方自治法の一部改正に伴い、条文の整備を行うものでございます。

附則、これは施行期日について定める規定ですが、第 2 条、第 5 条及び別表の改正規定、並びに別表第 1 の次に別表第 2 を加える改正規定は平成19年 4 月 1 日以後最初に行われる議員の一般選挙から、その他の改正規定は平成19年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上でございます。

- 介護高齢課長（佐野 隆君） 続きまして、議案第 9 号海部南部広域事務組合理約の変更について御説明をさせていただきます。

今回の改正でございますが、地方自治法の一部改正によるものであり、主な内容といたしましては、収入役制度の廃止に伴い「会計管理者」とし、また「助役」を「副市町村長」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規約は平成19年 4 月 1 日から施行する。以上でございます。

- 健康推進課長（鯖戸善弘君） 議案第10号海部地区休日診療所組合理約の変更について説明いたします。

地方自治法の一部改正に伴い、「収入役」を「会計管理者」に、それから「吏員その他の職員」を「職員」と改めるものです。以上です。

- 環境課長（久野一美君） 海部地区環境事務組合の規約の一部を改正する規約について御説明申し上げます。

この規約は、地方自治法の改正に伴いまして「収入役」を「会計管理者」に改め、「助役」を「副市町村長」に改め、「吏員その他の職員」を「吏員その他」とする規約改正でございます。

なお、附則といたしまして、この規約は平成19年 4 月 1 日から施行する。

続きまして、副管理者に関する経過措置といたしまして、その任期は改正前の規約で選任された任期期間の残存期間とする改正でございます。

続きまして、議案第12号海部南部水道企業団規約の変更について御説明申し上げます。

この規約は、地方自治法の改正によりまして「吏員その他」を「職員」とする条文改正でございます。

この規約は19年 4 月 1 日から施行する。以上でございます。

- 防災安全課長（服部正治君） 議案第13号海部南部消防組合規約の一部を改正する規約について説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い改正するものでありまして、第6条、執行機関の組織及び選任の方法で、第1項中「副管理者は2人とする」を「副管理者2人及び会計管理者を置く」に改め、同条第3項中「助役」を「副市村長」に改め、「充て、収入役事務は管理者の属する組合市村の収入役の職務を行う者をもって」を削り、同条第5項中「吏員その他」を削り、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項として、第3項の次に次の1項を加えるということで、第4項、会計管理者は、管理者とならない組合市村の会計管理者、または財務管理に関してすぐれた職権を有する者から選任するというございます。例えば管理者が弥富市長になった場合につきましては、副管理者2名は飛島村長、弥富市副市長、会計管理者は飛島村の会計管理者ということになります。

附則、この規約は平成19年4月1日から施行する。

続きまして、議案第14号海部地区水防事務組合規約の一部を改正する規約について説明申し上げます。

この改正につきましても、地方自治法の一部改正に伴う改正でありまして、第9条、これは組合の執行機関の組織及び選任の方法中「助役1人、収入役1人」を「会計管理者1人」に改めるものであります。同条第3項中「関係市町村長」の下に「及び管理者の属する市町村の副市町村長」を加えて同条第4項を次のように改めるということで、第4項、会計管理者は管理者の属する市町村の会計管理者をもって充てる。第10条の見出し中「執行機関」を「管理者」に改め、同条第1項中「管理者、副管理者、助役及び収入役」を「管理者が関係市町村の長」に改めるものであります。

附則、施行期日につきましては、この規約は平成19年4月1日から施行する。以上でございます。

- 土木課長（橋村正則君） 議案第15号市道の廃止について御説明申し上げます。

1枚はねていただき、廃止路線調書をごらんください。内容といたしましては、路線の再編成に伴い、8路線につきまして廃止をさせていただくものでございます。

続きまして、議案第16号市道の認定について御説明申し上げます。

これも1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

内容といたしましては、道路整備に伴い、19路線につきまして認定をさせていただくものでございます。以上でございます。

- 総務課長（佐藤勝義君） 議案第17号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例は、社団法人弥富町シルバー人材センターの名称変更に伴い、条文の整備を行う

ものでございます。

附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成19年4月1日から施行するものでございます。

議案第18号弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

この条例は、嘱託員の報酬の額を定めるため、別表に「上記以外の特別職の職員」「月額22万円以内において市長が定める額」と加えるものでございます。

附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成19年4月1日から施行するものでございます。

議案第19号弥富市長の給料の月額の特例に関する条例の制定について説明申し上げます。

この条例は、弥富市長の給料の月額を平成19年4月1日から平成23年2月3日までの間、20%を減額すること等を定めるものでございます。

附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成19年4月1日から施行するものでございます。

議案第20号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

まず初めに第2条、これは職員駐車場利用料を給与から控除する項目に加えるものでございます。

続いて第10条、これは管理職手当の定額化をするものでございます。

続いて第12条、これは3人目以降の子等に係る扶養手当の支給月額を5,000円から6,000円に引き上げるものでございます。

続いて附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、平成19年4月1日から施行するものでございます。

最後に附則第2項、これは弥富町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正をするものでございます。以上でございます。

○管財課長（渡辺安彦君） 議案第21号弥富市土地開発基金条例の一部改正について御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、弥富市土地開発基金条例の一部を改正する条例の上から8行目をごらんいただきたいと思います。

処分、第6条、市長は、財政上必要があると認めるときは、土地取得特別会計歳入歳出予算の定めるところにより、第2条第2項の規定により、追加して積み立てた額に相当する額の範囲内で基金の一部を処分することができる。この内容につきましては、現在定めております基金の額が5,000万円でございますので、それに追加をして積み立てた額について処分することができるという内容でございます。

なお、附則につきましては、この条例は平成19年4月1日から施行する。以上でございます。

- 児童課長（山田英夫君） 議案第22号弥富市遺児手当支給条例及び弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について御説明申し上げます。

この改正は、学校教育法の一部改正に伴い、必要があるためでございます。

1枚はねていただきまして、いずれの条例につきましても条文整備ということで、「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改めるものでございます。

附則として、この条例は平成19年4月1日から施行するものでございます。

- 環境課長（久野一美君） 弥富市墓地条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例は、本年度整備いたしました墓地の永代使用料について14万3,000円と定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は19年4月1日より施行する。以上でございます。

- 議長（大原 功君） お諮りいたします。

本案23件は継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時18分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 原 沢 久 志

同 議員 三 宮 十五郎

